

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○字の区域及び名称の変更並びに字の廃止の届出 (〃)	1
○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (〃)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2 件) (〃)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
高知県教育員会規則	
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会告示	
○告示 (運転免許取得者教育の認定)の一部改正	8

告 示

高知県告示第488号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南国市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。
平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
野中	北鐘突	606の2、606の4、607の2、607の3	篠原	東高見

備考 この表に表示されている区域に介在する水路である市有地の全部を含むものとする。

高知県告示第489号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中土佐町長から次のとおり字の区域及び名称の変更並びに字の廃止について届出があった。
平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更並びに字の廃止

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
上秋丸	イノキノ	1、2の1、3の1、4の1、7、8、9の1から9の7まで、10から12まで、14、16、17、18の1、19の1、20の1、21、22の1から22の3まで、23から25まで	大野見野老野	—
	鶴井谷口	29、31の1、31の3、31の4、32、33、34の1、35、36、38の1、38の2、38の5、39の1、39の2		
	鶴井谷	822、823		
	鶴井ノ平	826の10、826の12から826の14まで、826の27、826の29、826の30		

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

び水路である国有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成23年5月11日現在の登記簿による。

高知県告示第490号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	平23・8・1	平26・7・31

高知県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
花りん薬局	吾川郡いの町天王北三丁目2-1	平23・7・1

高知県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。
平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 正和	なはり整骨院	安芸郡奈半利町乙4843-1	平成23年4月1日

高知県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町小川字 トノバタケ531番1 地先から 香美市香北町小川字 トノバタケ550番1 地先まで	前	3.8 }	119
	後	6.3	
香美市香北町小川字 トノバタケ550番1 地先まで	前	6.4 }	119
	後	9.0	
香美市香北町小川字 本根626番1地先から 香美市香北町小川字 ノトノ岩632番1地 先まで	前	3.7 }	167
	後	10.5	
香美市香北町小川字 ノトノ岩632番1地 先まで	前	3.7 }	167
	後	10.5	

高知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成23年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見橋谷 7番から 高岡郡中土佐町大野見久万 秋422番1まで	629	平成23年7月29日

高知県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成23年7月29日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年7月29日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1360番	145	平成23年7月29日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1366番から 高岡郡中土佐町大野見吉野 483番まで	143	平成23年7月29日
高岡郡中土佐町大野見吉野 1371番から 高岡郡中土佐町大野見吉野 1375番まで	124	平成23年7月29日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、平成23年7月20日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成23年7月20日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23	特定非	田中 徳	高知市	この法人は、当高知県

年7月 20日	営利活 動法人 高知県 有機農 業研究 会	武	土佐山 菖 蒲 651番 地	の特色でもある豊かな自然環境に恵まれたなか、県下各地域にとっての貴重な財産である、この恵まれた自然環境への負荷を伴わずに地力を維持培養しつつ、持続可能な「本来あるべき姿の農業」（有機農業）を回生させる為、健康的で質の良い安全な食べ物を生産する農業を探求し、その確立、普及を図ると共に、食生活を始めとする生活全般の改善を図ることにより、農業生産者は勿論のこと、消費者や地域の人々を含むあらゆる生物が永続的に共生出来る環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。又以上の目的達成のため、NPO法人日本有機農業研究会との密なる連携のもと活動を行っていくものとする。
------------	--------------------------------------	---	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知県吾南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
 平成23年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	岡本 正	高知市春野町弘岡上1740
〃	細川 幸利	〃 〃 弘岡上3116
〃	尾崎 峯男	〃 〃 弘岡中 152-3
〃	武政 幸夫	〃 〃 弘岡中1485
〃	高橋 敏秀	〃 〃 弘岡下2786
〃	宇賀 巖	〃 〃 弘岡下1363

〃	元吉 政民	〃	〃	森山 2358
〃	塩田 暉郎	〃	〃	森山 1409
〃	矢野 駿郎	〃	〃	西畑 1033
〃	山形 源一	〃	〃	仁ノ 1671、1672
〃	上田 龍二	〃	〃	西分 122
〃	雨森 佳彦	〃	〃	西分 3493
〃	雨森 廣志	〃	〃	秋山 600
〃	土居 秀博	〃	〃	甲殿 656
〃	高橋 好寛	〃	〃	東諸木3420
〃	岡崎 孝志	〃	〃	東諸木2654-1
〃	高橋 晃	〃	〃	芳原 506
監事	三井 潤一	〃	〃	西諸木 525-1
〃	中村 兆志	〃	〃	仁ノ 1549
〃	高橋 左右	〃	〃	西分 252
〃	山脇 莊六	〃	〃	弘岡中 690
(就任)				
理事	前田 眞作	高知市春野町弘岡上		486
〃	細川 幸利	〃	〃	弘岡上3116
〃	國澤 静介	〃	〃	弘岡中 168
〃	武政 幸夫	〃	〃	弘岡中1485
〃	高橋 敏秀	〃	〃	弘岡下2786
〃	宇賀 巖	〃	〃	弘岡下1363
〃	元吉 政民	〃	〃	森山 2358
〃	塩田 暉郎	〃	〃	森山 1409
〃	矢野 駿郎	〃	〃	西畑 1033
〃	松岡 義之	〃	〃	仁ノ 2
〃	岡部 正博	〃	〃	西分 2311-3
〃	山中 四郎	〃	〃	西分 100
〃	雨森 廣志	〃	〃	秋山 600
〃	土居 秀博	〃	〃	甲殿 656
〃	高橋 好寛	〃	〃	東諸木3420
〃	岡崎 孝志	〃	〃	東諸木2654-1
〃	高橋 晃	〃	〃	芳原 506
監事	尾仲 潤水	〃	〃	西諸木 78
〃	中村 兆志	〃	〃	仁ノ 1549
〃	雨森 佳彦	〃	〃	西分 3493
〃	山脇 莊六	〃	〃	弘岡中 690

教育委員会規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第18号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記
第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者名)
電話番号

高知県立武道館利用許可申請書

高知県立武道館の利用の許可を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)						
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外					
利用者の区分	学生 ・ 一般					
利用責任者	住所	電話番号				
	氏名					
入場者の予定数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無			
利用 する 施設 及び 設備 並び に 利用 の時	施設及び設備	利用年月日	利用時間		※ 使用料の額	
	試合場	東半面	年 月 日	時 分から	時 分まで	円
		西半面				
		全面				
		拡声装置				
	照明	半面				
		全面				
	冷暖房設備					
	練習場	剣道場				
		柔道場				
		冷暖房設備				
	研修室					
	会議室					
	分館 (弓道場)					
拡声装置						
合計					円	
※ 受付年月日	年 月 日	※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号	
※ 利用の 取消し 等	取消し・ 変更・減 額・免除 ・還付	減額若しくは免除又は 還付をする使用料の額	決定した使用料の額		受付年月日	
			円	円	決定年月日	
				還付年月日	年 月 日	
※ 許可の条件その他						
※ 決裁欄	許可		担当	取消し等	担当	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

武道場利用許可申請書 (個人利用用)

武道場の利用の許可を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的	剣道 ・ 柔道 ・ 弓道 ・ その他 ()				
利用する施設	試合場 ・ 練習場 ・ 分館 (弓道場)				
利用の日時	年 月 日	時 分から	時 分まで	1 日利用 ・ 1 月利用	
利用者の区分	学生 ・ 一般				
勤務先又は学校名					
※ 許可年月日	年 月 日	※ 使用料の額	円	※ 利用券番号	No.
※ 備考		※ 決裁欄			担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 3 号様式 (第 3 条関係)

許可番号 第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立武道館利用許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立武道館の利用については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的 (行事名)							
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外						
利用者の区分	学生 ・ 一般						
利用責任者	住所	電話番号					
	氏名						
入場者の予定数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無				
利用 する 施設 及び 設備 並び に 利用 の日時	試合場	施設及び設備	利用年月日	利用時間		使用料の額	
		東半面	年 月 日	時 分から 時 分まで		円	
		西半面					
		全面					
		拡声装置					
		照明	半面				
			全面				
	冷暖房設備						
	練習場	剣道場					
		柔道場					
		冷暖房設備					
	研修室						
	会議室						
	分館 (弓道場)						
		拡声装置					
合計					円		
使用料の納付期限	年 月 日						
許可の条件その他							
<p>注 1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。</p> <p>2 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>3 利用に際しては、高知県立武道館の関係職員の指示に従ってください。</p> <p>4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>							

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とします。

別記第 6 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立武道館の利用について、使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)					
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）				
利用の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外				
利用者の区分	学生 ・ 一般				
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から		日間		
	年 月 日 午前・午後 時 分まで				
減額又は免除を受けようとする理由及び金額					円
※ 使用料の額の決定	算定内訳		金額		
			正規の使用料の額 (A)	円	
	減額又は免除をする使用料の額 (B)		円		
	決定した使用料の額 (A-B)		円		
※ 決裁欄	担当	※ 受付年月日	年 月 日		
		※ 決定年月日	年 月 日		
		※ 通知年月日	年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立武道館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立武道館の使用料の減額（免除）については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第10条の規定に基づき、次のとおり承認します。

利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）				
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号		年間		
	年 月 日 午前・午後 時 分から		日間		
	年 月 日 午前・午後 時 分まで				
正規の使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外の使用料	円	合計 円
減額又は免除をする使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外の使用料	円	合計 円
決定した使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外の使用料	円	合計 円
使用料の納付期限	年 月 日				

備考 2部複写とし、1部を申請者に交付し、1部を控えとします。

第 8 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立武道館使用料還付請求書

高知県立武道館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的 (行事名)						
利用する施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号		年 月 日 午前・午後 時 分から		日間	
	年 月 日 午前・午後 時 分まで					
納付済みの使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
使用料納付年月日	年 月 日					
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
※ 決 裁 欄	担当	※ 受 付 年 月 日		年 月 日		
		※ 決 定 年 月 日		年 月 日		
		※ 通 知 年 月 日		年 月 日		
		※ 還 付 年 月 日		年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 9 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立武道館使用料還付決定通知書

年 月 日付で請求のありました高知県立武道館の使用料の還付については、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第12条第3項において読み替えて準用する同条例第11条ただし書の規定に基づき、次のとおり決定しました。

利用する予定であった施設及び設備	試合場（東半面・西半面・全面）・練習場（剣道場・柔道場）・研修室・会議室・分館（弓道場）・拡声装置（試合場・分館（弓道場））・照明（半面・全面）・冷暖房設備（試合場・練習場）					
利用許可番号及び利用する予定であった日時	許可番号 第 号		年 月 日 午前・午後 時 分から		日間	
	年 月 日 午前・午後 時 分まで					
正規の使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
納付済みの使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
決定した使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円
還付する使用料の額	武道場の使用料	円	武道場以外 の使用料	円	合計	円

備考 2部複写とし、1部を請求者に交付し、1部を控えとします。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第17号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

表中「代表取締役 志田 公雄」を「代表取締役 美馬 政之」に、「株式会社四万十自動車学校」を「株式会社高知ニュードライバー学院四万十自動車学校」に改める。